

表17 転職回数

	なし	あり				無回答	平均回数
		1回	2	3	4回以上		
昭和56年	37.9%	28.2	15.9	6.5	3.9	7.6%	1.0回
昭和60年	53.9	23.1	13.3	5.4	3.4	0.9	0.8

### III. 労働条件

#### (1) 週所定労働時間

正職員については平均43.0時間で、56年調査と同値であった。「病・産院」勤務者についてみると、平均43.2時間で、同じく56年調査と同値である<統計表46>。所定労働時間についてはこの4年間にめだつた短縮はなされていないと思われる。

国および地方公務員の週所定労働時間は43時間であるが、実際の回答は44時間を中心にかなり分散しており、各会員の間で認識がまちまちであることをうかがわせている<統計表47>。

#### (2) 超過勤務

昭和60年9月に実際に行なつた超過勤務（超過勤務手当がつかない分も含む）は、正職員で平均10時間48分で、実際に超過勤務をした者については平均12時間44分となった。この値は56年調査をそれぞれ2時間前後も上回る。

勤務場所別に見てみると、「病・産院」勤務者については超過勤務をした者についての超過勤務時間は、平均13時間2分となり、それ以外の勤務場所でも56年調査と比較して2時間前後長くなっている<図6>。また、同月に25時間以上の超過勤務をした者は11.4%にのぼっており、56年調査の7.2%を上回った。労働時間の改善が進まないなかで、逆に超過勤務をせざるを得ないようななら

かの多忙化が、各現場でおきていると考えられる。

#### (3) 週休

なんらかの形での週休2日制が適用される者は50.7%<表18>と、56年調査の46.1%を上回り、週休2日制の適用がやや拡大してきていることを示す。しかし、「病・産院」勤務者については47.4%で、58年病院調査の47.3%とほぼ同じであり<統計表53>、この間に週休についてめだつた変化はなかったことをうかがわせている。

週休2日制の適用を受ける者の大多数は「月1回週休2日制」であり、56年調査との比較ではこの部分の伸びがめだっている。一般公務員については昭和56年から4週5休制が導入され、「保健所」「市町村」および「国立」「都道府県立」の病院等では「月1回週休2日制」の割合が高くなっている。

昭和59年時点でわが国の一般労働者（民間）については、77.3%が週休2日制の適用を受け、うち27.0%は完全週休2日制をとる（労働省『賃金・労働時間制度と労働費用の実態』昭和60年版）。今回調査の結果を見ても、看護職の置かれた状況はまだまだ厳しいといわざるを得ない。週休2日制の導入は所定労働時間の短縮に大きく影響を及ぼすものであり、今後の動向に注目したい。

#### (4) 有給休暇

所定有給休暇日数は平均19.0日で、56年調査と変化はない。日数では「20日」が最も多く、68.6%を占める〈統計表61〉。

有給休暇消化日数は平均10.0日で、所定日数に対する取得率は52.5%（56年調査では平均10.7日、取得率56.4%）となったが、今回調査では消化日数については調査票点検の段階で前年度繰越分を除いてあるので、消化日数・消化率ともやや低めの値になっている。

なお一般労働者について所定有給休暇は平均14.8日、取得日数は平均8.2日で、取得率は56%である（前出労働省『賃金・労働時間制度と労働費用の実態』昭和60年版）。

#### (5) 賃金

今回は昭和60年9月の税込給与総額および基本給額について調査した。

業務・職位・勤務場所・年齢階級ごとの給与総額・基本給額は〈表19, 20, 21, 22〉による。参考までに人事院『民間給与の実態』からのデータ（昭和60年4月調べ）をあげる〈表23〉。

#### (6) 夜勤

##### a) 夜勤回数

「病・産院」勤務の正職員のうち、「三交替制」または「変則三交替制」で夜勤に従事する者はそれぞれ57.9%、6.0%〈表24〉である。うち一般職については「三交替制」68.3%、「変則三交代制」6.8%である。

「病・産院」勤務の正職員（一般職）で三交替制または変則三交替制で夜勤に従事する者につい

て、昭和60年9月の実際の夜勤回数は平均9.1回であった。回数では「8回」が最も多く35.3%、次いで「10回」が22.4%、11回以上夜勤をした者も18%にのぼる〈表25〉。平均回数では56年調査とほとんど変化がないものの、今回は「7～8回」層が「9～10回」層をわずかに上回った。

病院設置主体別に見て夜勤回数が少ないのは「都道府県立」8.3回「市町村立」8.9回などで、逆に多いのは「医療法人・個人」の9.7回、「国立（文部省）」の9.5回となっている〈統計表80〉。

##### b) 夜勤人数

夜間看護単位当りの夜勤人数は準夜勤・深夜勤ともに平均2.4人で、平均人数の上では56年調査の人数と大差ない。しかし人数ごとの分布では、「1人」夜勤の減少、「3人」夜勤の増加などの傾向があらわれている〈表26〉。

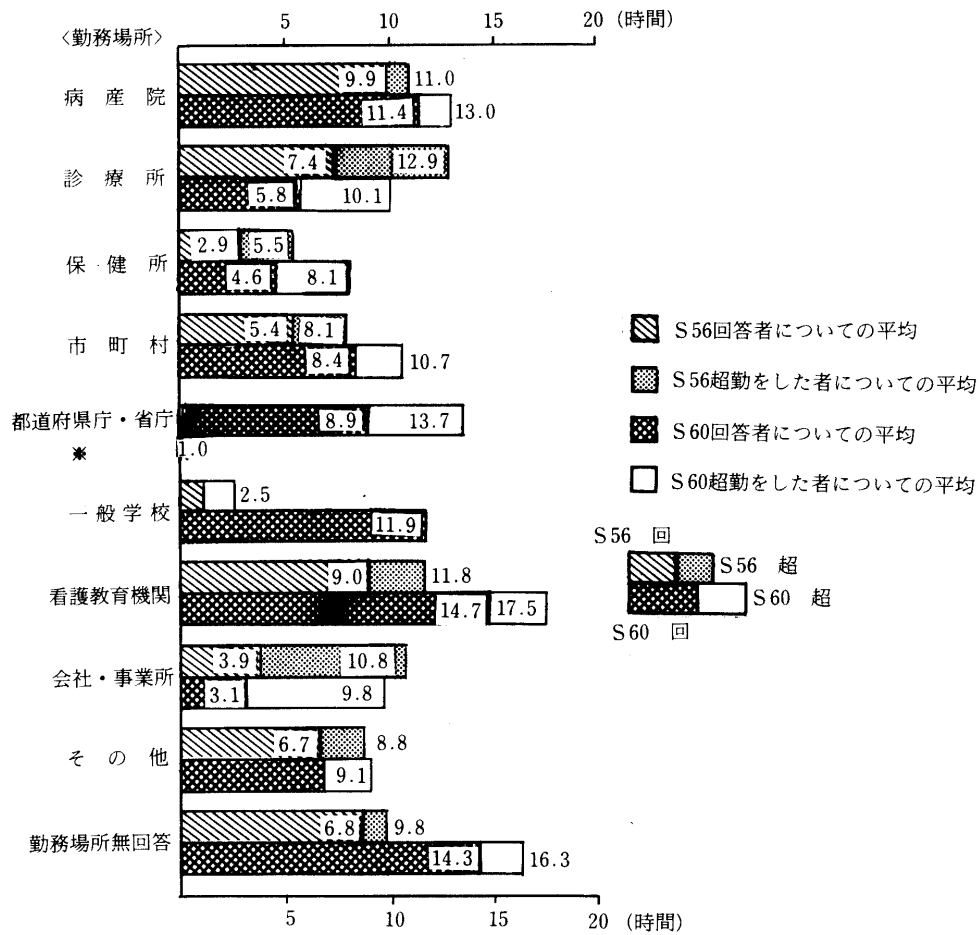
##### c) 夜間看護手当

今回調査では夜間割増分を除く定額分について調査した。

夜間看護手当（準夜勤）は平均2,082円で、設置主体別に見て低いのは「国立（その他）」の1,816円、「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険組合連合会」の1,828円、高いのは「医療法人・個人」の2,448円、「厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会」の2,363円などである〈統計表89〉。

夜間看護手当（深夜勤）は平均2,677円で、設置主体別に見て低いのは「国立（文部省）」の2,175円、「都道府県立」の2,189円など、高いのは「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険組合連合会」の3,720円、「日赤」の3,629円などとなっている〈統計表90〉。

図6 勤務場所別月間超勤時間（平均）



\*「都道府県庁」の回答者はS60調査のみ

表18 週休

	週休1日	週休1.5日	完 週休2日	全 日	月3回 週休2日	隔週 週休2日	月2回 週休2日	月1回 週休2日	その他	無回答
昭和56年	8.6%	38.2	2.4	0.9	2.9	0.9	41.1	3.8	1.3	
昭和60年	8.0	35.3	2.7	1.1	2.1	1.4	43.6	5.0	0.7	

表19 業務別平均賃金

	基本給	給与総額(平均年齢)
保健婦	200 千円	225(35.6歳)
助産婦	202	262(36.8 )
看護婦	190	246(34.3 )
准看護婦	176	223(35.5 )
看護教員	223	265(39.3 )
その他	274	331(50.4 )

表20 職位別平均賃金

	基本給	給与総額(平均年齢)
管理職	295 千円	366(50.9歳)
中間管理職	244	306(43.7 )
一般職	173	220(32.0 )

表21 勤務場所別平均賃金

	基本給	給与総額(平均年齢)
病・産院	188 千円	243(34.6歳)
診療所	206	257(41.3 )
保健所	221	250(37.1 )
市町村役場	186	205(34.3 )
都道府県庁・省庁	241	278(42.9 )
一般学校	233	260(39.2 )
看護教育機関	227	268(39.6 )
会社・事業所	181	218(39.3 )
その他	209	257(39.8 )

表22 年齢階層別平均賃金

	基本給	給与総額
19 歳 以 下	106 千円	160 千円
20 ~ 24	132	181
25 ~ 29	150	195
30 ~ 34	181	227
35 ~ 39	202	252
40 ~ 44	229	283
45 ~ 49	250	311
50 ~ 54	280	340
55 ~ 59	279	342
60 歳 以 上	256	322

表23 「人事院・民間給与の実態」より(昭和60年4月)

	平均給与月額				
	きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
			うち役付手当		
総 婦 長	387,294	6,748	380,546	35,469	部下に婦長5人以上
看護婦長	321,950	21,379	291,571	8,040	部下に看護婦5人以上
看護婦	231,556	26,194	205,362	0	
准看護婦	209,739	24,444	185,295	0	

表24 夜勤形態(「病・産院」勤務の正職員)

	職場に夜勤はない	夜勤はあるがしていない	三交替制	変則三交替制	当直制	二交替制	夜勤専従	待機	その他	無回答
実数(%)	66 (2.5)	193 (7.2)	1834 (68.3)	182 (6.8)	231 (8.6)	108 (4.0)	2 (0.1)	38 (1.4)	16 (0.6)	17 (0.6)

表25 夜勤回数(「病・産院」勤務の正職員で三交替または変則三交替勤務につく一般職)

	6回以下	7	8	9	10	11	12	13回以上	無回答	平均
昭和56年	8.6%	32.3		40.3		13.3		4.8	0.7%	9.1回
昭和60年	6.5	6.2	35.3	16.9	22.4	7.7	6.6	4.3	2.6	9.1

表26 夜勤人数

		1人	2	3	4人以上	無回答	平均
準夜勤	昭和56年	6.6%	62.0	24.0	6.9	0.5	2.3人
	昭和60年	3.7	58.2	30.8	6.5	0.7	2.4
深夜勤	昭和56年	5.4	67.9	20.9	5.2	0.5	2.3
	昭和60年	3.9	64.1	26.3	5.0	0.7	2.4

## IV. 母性保護

### (1) 育児休業制度と施設内保育所

育児休業制度の導入は昭和50年代前半に大きな伸びを示したが、56年調査以降は7割台でめだつた進展はみられない。勤務場所によって制度の有無にはかなりの格差が見られる<統計表95>。「病・産院」については、国立の施設で育児休業法により1年間の育児休業が認められているのをはじめ、その他の公的施設・日赤等でも制度化されている（ただし会員個人は必ずしもそのことを知らない場合もあり、回答にばらつきが出ている <統計表96>）。

「保健所」「市町村」勤務者については、保健婦業務に就く者がほとんどであるが、育児休業制度が認められていると答えている者は4割に満たない<前掲統計表95>。ちなみに、昭和58年度に本会調査研究室が実施した「保健婦関係市町村状況調査」によれば、保健婦に適用される育児休業制条例が「ある」市町村が17.5%、「ない」市町村が82.5%であった（『日本看護協会調査研究報告No. 19』1983年）。また、わが国の女子雇用労働者について、育児休業制度を実施している事業所は14.6%（労働省「女子保護実施状況調査」昭和60年）である。

施設内保育所が「ある」と答えた者の比率は56年調査で52.0%となっていたが、以後58年病院調査を経て今回調査まで48%台で大きな変化はない<統計表101>。地域の一般保育施設が充実すれば必ずしも施設内保育所は必要ないともいえるが、特に「病・産院」勤務者にとっては、夜勤等の勤務に対応した保育の確保のために施設内保育所に期待する機能は現状ではなお大きいと考えられる。

### (2) 産前・産後の措置の実態

今回調査では、昭和57年12月以降調査時点までの間に仕事を続けながら妊娠・出産を経験した者について、産前・産後の休暇および実際に受けた母性保護措置について調べている。

勤務形態の相違や育児休業制度の有無などの影響で、勤務場所によって実態にかなりの幅が見られる。代表例として「病・産院」勤務者と「保健所」および「市町村」勤務者とを、以下でそれぞれとりあげる。

なお、会員実態調査においてこの項目をとりあげるのは今回調査が最初であるが『病院勤務の看護職の労働実態調査』では継続的にこの項目について調べており、「病・産院」勤務者については経年比較が可能である。